

令和 3 年 3 月
堺市上下水道局

令和 3 年度以降の配水管布設工事の技術者配置要件について

配水管布設工事は、令和 2 年度末までの期間限定で、技術者に係る経過措置を認めていますが、配置可能な技術者が不足しているという状況に鑑み、措置期間を延長することとしましたのでお知らせします。

記

1. 経過措置内容

【対象案件の個別公告より抜粋】

実務経験により管工事業の主任技術者資格を有する者（本市から配水管工事の業種で発注した工事に従事した実務経験を含むことができるものとする。）で、国、地方公共団体その他公共機関等から発注された配水管布設工事に、1 回以上、主任技術者又は監理技術者に配置され、着工から竣工まで従事していた者を、主任技術者として配置することを認めるものとする。

2. 経過措置の期限等

期限は設けませんが、本市の判断により事前通知のうえ、終了する場合があります。

参考

平成30年1月
堺市上下水道局

平成30年度以降の配水管布設工事の取扱いについて

配水管布設工事は、平成27年度から「その他工事（水道施設工事業）」として発注し、入札参加資格要件に求める技術者について、3年間限定の経過措置を設けております。このたび、平成30年度以降の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1. 経過措置について

平成27年度から3年間限定で実施している経過措置は、配置可能な技術者が不足しているという状況に鑑み、引き続き平成32年度末まで延長いたします。

【対象案件の個別公告より抜粋】

実務経験により管工事業の主任技術者資格を有する者（本市から配水管工事の業種で発注した工事に従事した実務経験を含むことができるものとする。）で、国、地方公共団体その他公共機関等から発注された配水管布設工事に、1回以上、主任技術者又は監理技術者に配置され、着工から竣工まで従事していた者を、主任技術者として配置することを認めるものとする。

2. その他発注条件について

給水管工事を含む配水管布設工事、給水管布設工事等の施工にあたっては、水道工事共通仕様書に基づき、「給水装置工事主任技術者」の資格を有する者を適正配置する必要があります。

上下水道局発注の上記工事については、元請企業の責任体制の明確化及び健全な施工の徹底を図るため、当該技術者が入札参加資格審査申請締切日現在で受注者（元請企業）と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを入札参加資格要件とします。※

ただし、当該要件については、国家資格の受験機会を確保するなど、資格者の確保に係る準備期間を考慮し、平成31年度から適用します。

なお、土木一式工事で発注する案件については、元請企業の役割が専門工事とは異なり、総合的なマネジメントを担うものであるため、要件設定の対象外とし、従前と同様の運用を行います。

※ 主任技術者又は監理技術者に求める資格要件ではありません。

平成26年11月
堺市契約課

平成27年度以降の配水管工事の取扱いについて

配水管工事の取扱いについては、配水管工事の希望業種を廃止し、その他工事の希望業種として位置付け、必要な建設業許可業種を水道施設工事業とすること等について、平成24年12月に公表しておりますが、配置技術者等の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 配置技術者については、次のとおりとします。

(1) 監理技術者

- ・監理技術者（水道施設工事業）

(2) 主任技術者

- ・一級土木施工管理技士又は二級土木工事施工管理技士
- ・技術士
上下水道部門（選択科目は問わない。）
衛生工学部門（選択科目は「水質管理」又は「廃棄物管理」）
総合技術監理部門
（選択科目は「上下水道一般」及びこれに対応する選択科目）
（選択科目は「衛生工学一般」及び「水質管理」）
（選択科目は「衛生工学一般」及び「廃棄物管理」）

(3) 実務経験者

- ・水道施設工事業に係る建設工事の実務経験について、次のアからエまでのいずれかの条件を満たしている者（配水管布設工事を受注した際の建設業許可の種類は問いません。）
ア 高等学校の指定学科卒業後 5年以上
イ 高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
ウ 大学の指定学科卒業後 3年以上
エ 上記ア～ウ以外の学歴 10年以上
- ・土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し、12年以上実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

2 主任技術者不足解消のため、経過措置として3年間限定（平成27年度から平成29年度まで）で管工事の実務経験者を主任技術者として配置することを認めます。

ただし、自治体発注の配水管布設工事で、1回以上、主任技術者又は監理技術者に配置され、着工から竣工まで従事していた者に限ります。

3 「配水管工事」で発注していた給水管布設工事は、平成27年度より「管工事」で発注します。

4 「土木工事」で発注していた配水管布設工事は、平成27年度より「その他工事（水道施設工事業）」で発注します。

なお、推進工法等を用いる配水管布設工事については、土木的要素が強いため、従前どおり「土木工事」で発注します。ただし、水道施設工事業を取得しており、経営事項審査で水道施設工事の総合評定値（P点）があることを条件とします。